入　札　説　明　書

宮崎県が行う令和８年度 RPA・AI-OCR シナリオ新規構築及び修正業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和８年 11 月 26 日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、6 により説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1. 公告日　令和８年 11 月 26 日

2. 一般競争入札に付する事項
別添令和８年度 RPA・AI-OCR シナリオ新規構築及び修正業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3. 契約期間　契約の日から令和９年３月 31 日まで

4. 競争入札に参加する者に必要な資格
(1)この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする
ａ　物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種である者
ｂ　県内に本店又は支店（営業所を含む。）又はこれらに類する事業拠点を置く者
ｃ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者
ｄ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
ｅ　この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
ｆ　宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第４号に規定する暴力団関係者でない者
ｇ　県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを確認できる者
(2)入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）を次のとおり提出しなければならない。なお、入札参加資格確認結果は、入札日までに書面により通知する。
ａ　提出期限：令和８年 12 月１日午後５時まで（必着）
ｂ　提出方法：
事業拠点が分かる企業概要資料を添付し、持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残る同等の手段に限る。）にて提出すること。

5. 入札
入札に参加する者は、入札書（別記様式 2）を次のとおり提出しなければならない。
(1)提出期限：令和８年 12 月８日午後５時（必着）
(2)提出方法：以下を確認のうえ、持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残る同等の手段に限る。）にて提出すること。
ａ　落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に、当該金額の消費税及び地方消

費税の額を加算した金額（100 分の 10 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額））をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

b　入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和 8 年 12 月 9 日開封「令和 8 年度 RPA・AI-OCR シナリオ新規構築及び修正業務」の入札書在中』と朱書きしなければならない。
なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮に『令和 8 年 12 月 9 日開封「令和 8 年度 RPA・AI-OCR シナリオ新規構築及び修正業務」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

c　代理人が入札を行う場合は、別記様式 3 による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。）をしておかなければならない。

d　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない

e　競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

6. 入札に関する質問

(1)質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出すること。

a　提出期限　：令和 8 年 12 月 1 日午後 5 時（必着）

b　提出方法　：
質問書（別記様式 4）を、持参、郵送（簡易書留等の配達記録が残る同等の手段に限る。）又は電子メールにより提出すること。
なお、電話による質問は認めない。

(2)回答

入札に関する質問にあたっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、電子メール又はホームページで通知する。なお、提出期限までに到着しなかった質問及び(1)b 以外の方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

7. 開札の場所及び日時

(1)場所：宮崎県庁本館 3 階　総合政策部会議室

(2)日時：令和 8 年 12 月 9 日午後 1 時 15 分

8. 入札保証金及び契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条及び第 101 条の規定による。

9. 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1)入札参加資格のない者のした入札

(2)同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(3)2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4)入札書の表記金額を訂正した入札
(5)入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
(6)入札条件に違反した入札
(7)連合その他不正の行為があった入札

10. 落札者の決定の方法
(1)予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
(2)落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
(3)開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
(4)開札をした場合において、落札者がない場合は再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時にこれを行う。

11. 提出先及び担当
宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル県庁担当
〒880-8501
宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話番号：0985（26）7045
E-mail：digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp